

## 就労の支障となった場面の具体例

※具体例については、法務省において、支援者からの調査結果を一部簡略化、編集して記載した。

### 1 就労断念（全119件）

#### 【警備員】

- 道路工事等での交通整理の職に就くことができなかった。
- 前科による資格制限がネックとなり、警備業を営む協力雇用主による対象者の雇用に結びつかなかった。

#### 【宅地建物取引士】

- 不動産会社へ就職を検討していた際、宅地建物取引士の資格を取得できないことで、その会社への就職を断念した。
- 不動産業への就労を希望する者で、刑事施設内で宅建士資格取得のための勉強をしていたが、登録の欠格要件に該当であり受験を諦めた。

#### 【看護師】

- 資格が制限されていたため、本人が希望する看護師として就労することができなかった。

#### 【調理師】

- 調理師免許を持たず、飲食業で稼働してきた対象者が、矯正施設退所後、再出発を期して資格取得を希望したが、前科による資格制限があるため、資格を取得できず、やむなく他の業種に就労した。

### 2 復職困難（全55件）

#### 【警備員】

- 元雇用主から復職するよう声をかけられていたが、前科による資格制限により復職できないことが分かり、他の職を探したが、新たな就労先が見つからなかった。

#### 【宅地建物取引士】

- 自営する会社の業務上、宅地建物取引士の資格が不可欠であったため、復職できなかった。

#### 【介護福祉士】

- 介護福祉士の資格を有する対象者について、出所後、資格が取り消されるため、介護施設での再就職が困難となった。

#### 【看護師】

- 看護師として就労中に事件を起こし、免許の取消となったことから、復帰できなかった。

### 3 キャリアアップ断念や就業継続の支障（全36件）

#### 【宅地建物取引士】

- 不動産会社での勤務経験しかなく、他種職への転向が困難な者が、不動産会社に宅地建物取引士の資格取得の必要のない枠で採用されるも、すぐに宅地建物取引士の資格の取得を求められたため、離職した。
- 不動産会社に事務員として採用され、真面目に勤めていたところ、会社から宅地建物取引士の資格取得のためのサポートが得られることとなったが、資格制限があるため、どのように断ればいいのかと保護観察官に相談を受けることがあった。

#### 【介護福祉士】

- 介護施設において前歴秘匿で就労していたところ、勤務態度が良好であることから資格取得を勧められ、事情を話すことができず、困っていたケースがあった。
- 職場の勧めで介護福祉士試験を受けることになったが、欠格事項に該当するため、資格取得を断念した。そのことによって、当面のキャリアアップを諦め、収入増も見込めなくなった。

### 4 解雇・退職（全43件）

#### 【警備員】

- 執行猶予中の者が警備員として就労していることが発覚したため、指導したところ、本人は会社に執行猶予中であることを申告し、解雇された。
- 仮釈放者が警備会社に就職したが、業務内容等の詳細を確認した上で、前科による資格制限に該当するとして退職するよう指導を行った。

#### 【看護師】

- 刑期満了後に、専門学校に進学し、国家資格にも合格の上、看護師の資格取得見込みの者として稼働したが、職場から看護師免許の提出を求められ、欠格期間中は資格を取得できなかったため、退職した。

### 5 分類困難・その他（全47件）

#### （対象者の意欲への影響に言及するもの）

- 執行猶予期間が長期にわたる場合、対象者のモチベーションの維持が難しい。  
（介護福祉士）

#### （資格取得に向けた取組への影響に言及するもの）

- 本件時、看護学校に通っており、卒業後、看護師になれるかどうか不安定な状況となった。（看護師）